

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

1回20秒

会議での発言時間は20秒以内、一つのテーマを議論する時間は5分。これは、日本茶などの食品包装資材の販売を手掛ける吉村（社長、橋本久美子氏）で、小さなミーティングから経営会議まで、このスタイルで実践して10年。会議の参加者は6人以内、進行係、メモ係、時間係、を決めるので、聞く・伝える・書く・時間を管理する、などの多彩なスキルを身に付けることができ、分刻みの議論では、気を使っている暇はなく、会議の決定内容から、派閥や付度といった要素を排除できる。各グループから挙がってきた意見を集約して提案者が決定する。社長曰く「社長の権威はなくなるが社員の当事者意識は高まる」。Fole掲載。

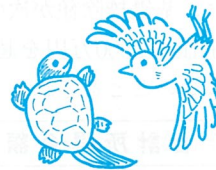
ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると平成30年度末の国税の滞納残高は、8,118億円で前年度末より413億円減少しました。

平成30年度の新規滞納発生額は、6,143億円で前年度より12億円減少しています。

滞納発生割合（新規滞納発生額／徴収決定済額）は、1.0%です。



四万十川(高知)

所得税の改正点

□所得税の改正

所得税の税制改正によって、令和2年分から多くの項目が変更となっています。ここでは、その内容について、確認していきましょう。

□給与所得控除の引下げ

給与所得控除額を一律10万円引き下げるとともに、その上限額の適用される給与等の収入金額が850万円に引き下げられ、給与所得控除の上限額は195万円となりました。

また、この改正に伴って、給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）等が改正されました。

□基礎控除の引上げと上限設定

基礎控除額を10万円引き上げて48万円とするとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が次のとおり逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える人は基礎控除の適用はないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

□同一生計配偶者等の合計所得金額要件の引上げ

給与所得控除の引下げにともなって同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

- ①同一生計配偶者、扶養親族の合計所得金額要件
→48万円以下
- ②源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件
→95万円以下
- ③勤労学生の合計所得金額要件
→75万円以下

□配偶者特別控除の合計所得金額要件等の引上げ

給与所得控除の引下げにともなって、配偶者特別控除対象となる配偶者の合計所得金額要件



○雑煮の具の文化圏は、里芋は近畿、九州、関東。豆腐・焼豆腐・凍豆腐は全国。鶏は東北、信越、関東、東海、九州。塩ブりは但馬、丹後、中国、北九州、南紀、飛騨、信州、信濃。雑煮文化は本州・四国・九州を結ぶ文化で先住民のアイヌの人々や琉球の人々にはない。現在北海道に雑煮はあるが、明治以後移り住んだ人々が持ち込んだもので、沖縄には今もない。



を10万円引き上げ、48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分も、それぞれ10万円引き上げられました。

□所得金額調整控除の創設

その年中の給与等の収入金額が850万円を超える人で、次のいずれかに該当する場合には、その年中の給与等の収入金額（収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から所得金額調整控除として控除することとされました。

- ①特別障害者に該当する人
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する人
- ③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人

□基礎控除申告書等の創設

年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合には、その給与等の支払者に基礎控除申告書を提出しなければならないこととされました。

また、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合には、その給与等の支払者に所得金額等調整控除申告書を提出しなければならないこととされました。

—平成最後の30年分—

税務統計からみた

民間給与の実態

給与所得者数や給与総額が過去最大となる中、結果としての年間平均給与は平成3年分バブル期の水準である447万円という額まであと一步の441万円となりました。

1. 今回の特色 ①1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は6年連続上昇で、前年比2%増の441万円となりました。②正規の方の平均給与は同2%増の504万円、非正規の方は同2.2%増の179万円となっています。③配偶者控除の適用者は同4.5%減の907万人、一方の配偶者特別控除の適用者は同10%増の134万7千人となりました。この結果は平成29年度税制改正による両控除の取扱いの変更が反映された結果となっています。

2. 分析 昨年減少した非正規の人数が、増加に転じたのは、女性就業者の増加が影響して

いると思われます。一方、給与所得者の合計所得金額が1,000万円超のケースでは、配偶者控除の適用が受けられなくなり、配偶者を扶養する人が42万人減少したことから女性就業者が同様に増加していると思われます。又、配偶者特別控除額の適用者が12万人も増えた事実は、その対象者（配偶者）が非正規のパート等となったり、給与が増加した要因との分析ができると思われます。結果として配偶者特別控除の平均控除額は2万5,000円増加の32万8,400円となっています。

3. 業種別の分析 業種のなかで平均給与が高かったのは電気・ガス・熱供給・水道業の759万円でした。次には、金融・保険業の631万円が続きます。逆に最も低かったのは宿泊業・飲食サービス業の251万円でした。

4. その他 1年を通じて勤務した給与所得者のうち85.1%の4,280万人弱の人が源泉徴収で所得税を納税しています。又、その税額は、前年比8.3%増の10兆5,558億円でした。

源泉徴収制度の歴史が感じられます。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。甲女の父は一昨年死去し、甲女は遺産中の現金預金の2,000万円を相続しました。そして、その金銭で

貸家用の建物を建築することにいたしました。

夫の乙は5年前に亡父から相続した宅地を所有していました。

土地は280㎡もあり、かねて乙の希望もあり、夫婦の自宅を建築したいと思っていましたので、早速建築会社と交渉し、貸家及び自宅の2棟を同時に建築すること、両棟の建物請負金額を各棟2,000万円とする建物建築請負契約を締結しました。

甲女は乙から宅地を無償借り受けし、その東半分を貸家を建築し、前記相続資金の2,000万円を支払う、また、残りの部分には乙が銀行から2,000万円を調達し、配偶者の甲女に贈与し、その資金で建築代金を支払う算段でした。

ところが、思いがけず銀行からの資金引き出

贈与税

基本通達に救い

しに時間がかかり、建築会社に支払う代金が相続資金と混在してしまいました。

甲女は、贈与金の全額2,000万円を居住用不動産の

取得に充当したとして、贈与税の配偶者控除の適用をすることが出来ますか。

A 贈与税の配偶者控除を受けられる基本的条件を満たしていることは先刻承知いたしました。このケースは、配偶者から贈与により取得した金銭及び当該金銭以外の資金を以て居住用不動産と同時に居住用不動産以外の財産を取得した場合には法第21の6第1項の規定の適用上、当該金銭はまず居住用不動産の取得に充てられたものとして取り扱うことが出来るものとする、というピッタリの通達がありますからご安心ください。

Q そうですか、安心しました。どうも、お忙しいところ有難うございました

参考通達 相基通21の6の5

税目ごとの予定納税と確定、延滞、還付

給 与所得などの場合は、所得税を源泉徴収することにより、税金の事前納付を確保していますが、経常的な所得の事業所得や不動産所得、また、法人の所得課税、さらには消費税課税事業者については、予定納税という制度を用意して、税金の事前納付を確保しています。

所 得税の予定納税は、前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、当該年の確定申告前に、およそ3分の1ずつ2回あらかじめ納付するという制度になっています。

法 人税等の場合は、前事業年度の法人税額が20万円を超えると、その法人税額を

前事業年度の月数で除し、これに6を乗じた金額を予定納税額として、現事業年度開始から6ヶ月経過後2ヶ月以内に納付することになっていて、予定納税回数は1回です。

消 費税の場合は、前課税期間の国税消費税の年税額が48万円を超えると、予定納税が課されます。前課税期間の年税額が400万円以下の場合、予定納税回数は1回で、4,800万円以下の場合、予定納税回数は3回で、4,800万円超の場合は、予定納税回数は11回で、それぞれ2ヶ月以内に納付することになります。

消 費税の予定納税においては、例えば3回予定納税では、3ヶ月ごとに区分された各期間のうち最後の期間は

予定納税期間とはなりません。決算期変更があり、課税期間が9ヶ月になったような場合、最後の3ヶ月は予定納税の期間ではなくなり、例え、3回目の予定納税の納付書が届いていても、その納税義務は消滅していることになります。

予 定納税の義務は所定の期間の末日に成立するものであるため、例え滞納していても、確定申告書においては、事前確定納付税額として記載されます。確定申告書での確定年税額がゼロ、あるいは予定納税額未済の場合は、還付の申告書となります。

も ちろん、還付税額は、未納の予定納税額に充当されるので、実際の還付にはなりません。また、予定納税額の滞納には、延滞税が課せられているのですが、全額還付となる予定納税額に係る延滞税は免除となり、同時に還付加算金は付されません。

「初夢を美しとせし嘘少し 一步」



初夢は吉夢でありたいのですが、もし、いい夢を見なくても、逆夢は、かえって縁起がいいとか、翌朝水に流す、夢流しとか、柔軟に考えるのが日本人です。一月は、年末調整の事後処理、法定調書の提出、償却資産の申告など結構多忙な月です。新しい年が、良い年になりますように。小寒6日、大寒20日。

たとえ平凡で小さなことでも、それを自分なりに深く噛みしめ味わえば、大きな体験に匹敵します。

(松下幸之助)

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

- 10日
- 20日
- 31日
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃

(地方条例による)

(地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産)の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。